

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	平成 29 年 12 月 18 日
【発行者の名称】	コンピュータマインド株式会社 (Computer Mind Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 次郎
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目 10 番 9 号
【電話番号】	(044)856-9922 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 東 時生
【担当 J-A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	コンピュータマインド株式会社 <a href="http://www.cmind.co.jp/">http://www.cmind.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="http://www.jpx.co.jp/">http://www.jpx.co.jp/</a>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）、第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する

J-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期中 (連結)	第41期中 (連結)	第39期 (単体)	第40期 (連結)
決算年月	平成29年3月	平成30年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	118,265	183,150	472,118	453,114
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△28,394	5,216	△11,490	3,593
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益又は中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	△24,440	3,587	△10,066	746
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△24,440	3,587	—	746
資本金 (千円)	35,000	35,000	35,000	35,000
発行済株式総数 (株)	450,000	450,000	450,000	450,000
純資産額 (千円)	122,851	142,923	150,891	148,038
総資産額 (千円)	370,891	595,693	312,501	497,534
1株当たり純資産額 (円)	273.00	317.60	335.31	328.97
1株当たり配当額 (円)	—	—	8.00	13.00
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間 (当期) 純利益又は1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	△54.31	7.97	△22.76	1.65
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.1	24.0	48.2	29.7
自己資本利益率 (%)	△19.8	2.5	△6.6	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	301.4
配当性向 (%)	—	—	—	787.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	66,095	44,212	△77,273	66,789
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△152,453	△71,425	△7,256	△287,785
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	67,221	85,764	74,500	186,740
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	116,010	159,623	135,148	100,892
従業員数 (人)	22	22	22	22
(外、平均臨時雇用者数)	(20)	(13)	(19)	(18)

(注) 1. 第39期中間期において、当社は非上場であり、中間財務諸表を作成していなかったため記載しておりません。

2. 当社は第40期中間期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については作成しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 第39期以前における株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、連結子会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主な事業の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) コンピュータマインドエナジー1(株)	沖縄県那覇市	10	再生可能エネルギー 事業	100.0	役員の兼任1名

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成29年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
I T 関連事業	
システム開発事業	12 (0)
運用支援事業	6 (3)
日本語資源開発事業	1 (5)
その他	0 (3)
再生可能エネルギー活用事業	1 (1)
全社(共通)	2 (1)
合計	22 (13)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成 29 年 9 月 30 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22 (13)	39.2	12.3	4,625

セグメントの名称	従業員数 (名)
I T 関連事業	
システム開発事業	12 (0)
運用支援事業	6 (3)
日本語資源開発事業	1 (5)
その他	0 (3)
再生可能エネルギー活用事業	1 (1)
全社 (共通)	2 (1)
合計	22 (13)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を ( ) 外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境、企業業績などの改善により、景気は緩やかな回復基調が続いております。

当社が属する情報サービス産業は、モノのインターネット化（I o T）やビッグデータ、人口知能（A I）等に代表される第4次産業革命と呼ばれる産業・技術革新が世界的に進みつつあり、一層の期待が集まっております。

このような経営環境下において、I T関連事業につきましては、昨年度は業務受注に苦慮しましたが、今期は当社の強みである新聞関連業務を中心に順調に業務受注し、昨年度実績を上回り、売上高 144,742 千円（前年同期比 22.4%増）となり、グループ利益は 41,581 千円となりました。

再生可能エネルギー活用事業においては、計画通り順調に受注し、子会社の売電売り上げもあり、売上高 38,407 千円を計上し、グループ利益 4,480 千円となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間における業績につきましては、売上高 183,150 千円（前年同期比 54.9%増）、営業利益 7,432 千円（前年同期は営業損失 28,112 千円）、経常利益 5,216 千円（前年同期は経常損失 28,394 千円）、中間純利益 3,587 千円（前年同期は中間純損失 24,440 千円）となりました。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は 159,623 千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、その他流動資産の増加 4,039 千円等の資金減少要因があったものの、税金等調整前中間純利益 5,216 千円、未収入金の減少 16,374 千円、売上債権の減少 8,921 千円等の資金増加要因により、44,212 千円の資金増加となりました。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出 65,000 千円、投資有価証券の取得による支出 5,000 千円等の資金減少要因により、71,245 千円の資金減少となりました。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出 26,886 千円、配当金の支払額 5,850 千円の資金減少要因があったものの、長期借入金による収入 118,500 千円の資金増加要因により、85,764 千円の資金増加となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
I T関連事業				
システム開発事業	80,735	125.0	—	—
運用支援事業	41,413	114.5	—	—
日本語資源開発事業	16,764	152.8	—	—
その他事業	—	—	—	—
小計	138,912	124.3	—	—
再生可能エネルギー活用事業	19,147	—	—	—
合計	159,059	141.5	—	—

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. その他事業は、受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

3. 再生可能エネルギー活用事業は前中間連結会計期間において受注実績がない為、当中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
I T関連事業		
システム開発事業	80,735	125.0
運用支援事業	41,413	114.5
日本語資源開発事業	16,764	152.8
その他事業	5,830	89.0
小計	144,742	122.4
再生可能エネルギー活用事業	38,407	—
合計	183,150	154.9

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 再生可能エネルギー活用事業は前中間連結会計期間において販売実績がない為、当中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

3. 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。



相手先	当中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
NEC ソリューションイノベータ㈱	75,184	41.1
日本電気㈱	31,122	17.0
関西電力㈱	19,259	10.5
㈱E-Light	19,147	10.5

上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は平成29年6月29日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

#### (1) J-Adviser との契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社ではフィリップ証券㈱を平成27年3月30日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成27年3月31日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約書(以下「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項> (当該契約より一部抜粋)

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

#### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が

連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合((3) b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

#### ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

#### ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

#### ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

#### ⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

#### ⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

#### ⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

#### ⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合であつた株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一つの議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

**5【経営上の重要な契約等】**

該当事項はありません。

**6【研究開発活動】**

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なることがあります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高 209,331 千円で、前連結会計年度末に比べて 36,598 千円増加しております。これは、現金及び預金の増加 58,731 千円、未収入金の減少 16,374 千円、売掛金の減少 8,921 千円が主な変動要因であります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高 386,013 千円で、前連結会計年度末に比べて 61,600 千円増加しております。これは、建物及び構築物の増加 27,660 千円、機械及び装置の増加 42,871 千円、投資有価証券の増加 5,000 千円等が主な変動要因であります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高 91,023 千円で、前連結会計年度末に比べて 16,990 千円増加しております。これは、1年以内の長期借入金の増加 10,678 千円、未払消費税等の増加 4,027 千円等が主な変動要因であります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高 361,746 千円で、前連結会計年度末に比べて 86,283 千円増加しております。これは、長期借入金の増加 80,936 千円、資産除去債務の増加 5,544 千円等が主な変動要因であります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高 142,923 千円で、前連結会計年度末に比べて 5,114 千円減少しております。これは、繰越利益剰余金の減少 5,114 千円が変動要因であります。

### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1)業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当中間連結会計期間における設備の新設は、次のとおりであります。

会社名	事業所名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了年月	完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
コンピュータ マインド エナジー1 株	かつらぎ ソーラー パーク	再生可能エ ネルギー活 用事業	土地 太陽光発電 所	65,000	65,000	自己資金 借入金	平成29年 4月	平成29年 9月	発電出力 250kw

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の予定はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	公表日現在発行数(株) (平成29年12月18日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,740,000	1,290,000	450,000	450,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,740,000	1,290,000	450,000	450,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年8月17日 (注)1	5,300	440,600	1,590	32,180	1,590	12,180
平成27年9月30日 (注)2	9,400	450,000	2,820	35,000	2,820	15,000

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 株式会社E-Light、他個人13名

発行価格 600円

資本組入額 300円

2. 有償第三者割当

割当先 個人 3名

発行価格 600円

資本組入額 300円



(6) 【大株主の状況】

平成 29 年 9 月 30 日

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
竹内 次郎	川崎市中原区	289,500	64.3
松澤 献一	東京都世田谷区	36,000	8.0
東 時生	沖縄県那覇市	30,000	6.7
小木曾 有夏	東京都杉並区	24,000	5.3
黒木 誠	川崎市中原区	20,000	4.4
豊里 友樹	沖縄県浦添市	6,700	1.5
北島 金吾	川崎市中原区	5,000	1.1
株式会社 E-Light	大阪市天王寺区筆ヶ崎町 6-12-3601	2,300	0.5
秋山 健二	横浜市鶴見区	2,000	0.4
飯塚 紀夫	福井県福井市	2,000	0.4
井上 健志	埼玉県草加市	2,000	0.4
小林 朋寿	埼玉県飯能市	2,000	0.4
計	—	421,500	93.7

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成 29 年 9 月 30 日

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 450,000	4,500	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	450,000	—	—
総株主の議決権	—	4,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近 6 カ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成 29 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 平成 29 年 4 月以降については売買実績がないため記載しておりません。

### 3 【役員状況】

男性4名 女性1名（役員のうち女性の比率20%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	竹内 次郎	昭和35年3月20日生	昭和55年4月 平成4年 9月 平成11年9月	当社 入社 当社 取締役就任 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注) 1	(注) 3	289,500
取締役	ITセグメント担当	松澤 献一	昭和37年11月5日生	昭和57年4月 平成10年11月	当社 入社 当社 取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	36,000
取締役	沖縄BOグループ担当兼広報担当	東 時生	昭和42年6月25日生	平成4年 4月 平成6年 4月 平成11年9月	株式会社スペースブライ 入社 当社 入社 当社 取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	30,000
取締役	法務財務担当	小木曾 有夏	昭和48年5月25日生	平成6年 4月 平成22年6月	当社 入社 当社 取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	24,000
監査役 (注) 4	—	門村 康男	昭和40年6月6日生	昭和61年4月 昭和63年6月 平成3年 9月 平成9年 9月 平成13年6月	玉川電気株式会社 入社 富士マグネディスク株式会社 入社 東洋ハイブリッド株式会社 入社 有限会社ネクストブレイン(現ネクストブレイン株式会社) 設立 同社 代表取締役就任(現任) 当社 監査役就任(現任)	(注) 2	—	—

(注) 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 平成29年9月中間連結会計期間における役員報酬の総額は10,318千円を支給しております。

4. 監査役門村康男氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

### 4 【関連当事者取引】

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

#### 1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	当中間連結会計期間末残高 (千円)
役員	竹内次郎	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 64.3%	—	当社子会社 銀行借入に 対する債務 被保証 (注)	261,000	—	—

(注) 当社子会社は銀行借入に対して当社代表取締役社長 竹内次郎より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 11 年大蔵省令第 24 号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）の中間連結財務諸表について、リンクス有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (平成 29 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	100,892	159,623
売掛金	45,478	36,556
商品	158	158
未収入金	20,295	3,920
前払費用	2,767	2,471
繰延税金資産	2,977	2,737
その他	420	4,065
貸倒引当金	△255	△202
流動資産合計	172,733	209,331
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	107,955	135,615
車輛運搬具	3,747	3,747
工具器具備品	2,997	2,997
機械及び装置	128,470	171,342
土地	30,960	30,960
減価償却累計額	△11,608	△26,001
有形固定資産合計	262,522	318,662
無形固定資産		
電話加入権	358	358
ソフトウェア	408	355
無形固定資産合計	766	713
投資その他の資産		
投資有価証券	5,000	10,000
出資金	101	101
保険積立金	24,695	26,509
長期前払費用	19,328	18,760
敷金・保証金	10,766	10,766
繰延税金資産	731	—
その他	500	500
投資その他の資産合計	61,123	66,637
固定資産合計	324,413	386,013
繰延資産		
開業費	386	348
繰延資産合計	386	348
資産合計	497,534	595,693

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (平成 29 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,600	7,708
1年以内返済予定の長期借入金	37,900	48,578
未払金	21	22
未払費用	15,751	15,357
未払法人税等	598	657
未払消費税等	4,153	8,180
賞与引当金	7,500	10,000
その他	507	518
流動負債合計	74,032	91,023
固定負債		
長期借入金	274,740	355,676
資産除去債務	—	5,544
その他	723	526
固定負債合計	275,463	361,746
負債合計	349,495	452,769
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,000	35,000
資本剰余金		
資本準備金	15,000	15,000
資本剰余金合計	15,000	15,000
利益剰余金		
利益準備金	1,590	1,590
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	96,448	91,333
利益剰余金合計	98,038	92,923
株主資本合計	148,038	142,923
純資産合計	148,038	142,923
負債純資産合計	497,534	595,693

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)
売上高	118,265	183,150
売上原価	103,093	139,589
売上総利益	15,171	43,560
販売費及び一般管理費	※1 43,284	※1 36,128
営業利益又は営業損失(△)	△28,112	7,432
営業外収益		
受取利息・配当金	2	2
その他	480	83
営業外収益合計	483	86
営業外費用		
支払利息	700	2,263
その他	65	38
営業外費用合計	765	2,301
経常利益又は経常損失(△)	△28,394	5,216
税金等調整前中間純利益又は 中間純損失(△)	△28,394	5,216
法人税、住民税及び事業税	330	657
法人税等調整額	△4,284	971
法人税等合計	△3,954	1,628
中間純利益又は中間純損失(△)	△24,440	3,587
親会社株主に帰属する中間純利益又は中 間純損失(△)	△24,440	3,587

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△24, 440	3, 587
中間包括利益	△24, 440	3, 587
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△24, 440	3, 587
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

項目	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	35,000	15,000	1,590	99,301	150,891	150,891	
当中間期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△3,600	△3,600	△3,600	
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	—	△24,440	△24,440	△24,440	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	
当中間期変動額合計	—	—	—	△28,040	△28,040	△28,040	
当中間期末残高	35,000	15,000	1,590	71,261	122,851	122,851	

当中間連結会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

項目	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	35,000	15,000	1,590	96,448	148,038	148,038	
過去の誤謬の訂正による 累積的影響額	—	—	—	△2,852	△2,852	△2,852	
遡及処理後当期首残高	35,000	15,000	1,590	93,596	145,186	145,186	
当中間期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△5,850	△5,850	△5,850	
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	—	3,587	3,587	3,587	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	
当中間期変動額合計	—	—	—	△2,262	△2,262	△2,262	
当中間期末残高	35,000	15,000	1,590	91,333	142,923	142,923	



## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間		前中間連結会計期間	
	(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)		(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益又は中間純損失 (△)		△28,394		5,216
減価償却費		304		11,606
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△598		△53
受取利息及び受取配当金		△2		△2
支払利息		700		2,263
売上債権の増減額 (△は増加)		99,714		8,921
たな卸資産の増減額 (△は増加)		22		-
前渡金の増減額 (△は増加)		△14,496		-
前払費用の増加額 (△は増加)		93		296
未収入金の増加額 (△は増加)		511		16,374
その他流動資産の増減額 (△は増加)		△6,341		△3,645
仕入債務の増減額 (△は減少)		335		107
未払費用の増減額 (△は減少)		△4,998		△393
前受金の増減額 (△は減少)		23,496		-
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△2,380		2,500
その他流動負債の増減額 (△は減少)		△903		4,039
その他固定負債の増減額 (△は減少)		-		△197
その他		-		38
小計		67,063		47,071
利息及び配当金の受取額		2		2
利息の支払額		△700		△2,263
法人税等の支払額		△270		△598
営業活動によるキャッシュ・フロー		66,095		44,212
投資活動によるキャッシュ・フロー				
土地の取得による支出		△30,000		-
投資有価証券の取得による支出		-		△5,000
有形固定資産の取得による支出		△120,766		△65,000
保険積立金の支出		△1,781		△1,813
その他		94		568
投資活動によるキャッシュ・フロー		△152,453		△71,245
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の返済による支出		△85,000		-
長期借入金による収入		155,821		118,500
長期借入金の返済による支出		-		△26,886
配当金の支払額		△3,600		△5,850
財務活動によるキャッシュ・フロー		67,221		85,764
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△19,137		58,731
現金及び現金同等物の期首残高		135,148		100,892
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	116,010	※ 1	159,623

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

コンピュータマインドエナジー1(株)

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年

車輛運搬具 6年

工具器具備品 4～6年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については、法人税法の規定による税法限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき、当期に対応する金額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

工事進行基準によっております。

#### (5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクし

か負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間連結会計期間の費用として処理しております。

(過去の誤謬の訂正に関する注記)

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 誤謬の内容

当社は当中間連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」を適用することとしております。

2. 連結財務諸表の主な科目に対する前連結会計年度における影響額

過去の期間の影響額を合理的に算定することは困難であったため、累積的影響額を当中間連結会計期間の期首に一括で反映しております。

そのため、前連結会計年度における影響額はありません。

(中間連結貸借対照表関係)  
該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
管理諸費	13,685千円	6,524千円
役員報酬	10,179千円	10,318千円
事務員給与	5,459千円	5,190千円
保険料	2,531千円	2,966千円
旅費交通費	1,708千円	2,486千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当中間連結会計年度 期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間連結会計 期間末(株)
発行済株式 普通株式	450,000	—	—	450,000
合計	450,000	—	—	450,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,600	8.0	平成28年3月31日	平成28年6月28日

当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当中間連結会計年度 期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間連結会計 期間末(株)
発行済株式 普通株式	450,000	—	—	450,000
合計	450,000	—	—	450,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,850	13.0	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	116,010千円	159,623千円
現金及び預金同等物	116,010千円	159,623千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前中間連結会計期間 (平成28年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	116,010	116,010	—
(2) 売掛金	28,356	28,356	—
資産計	144,366	144,366	—
(1) 買掛金	3,996	3,996	—
(2) 未払金	21	21	—
(3) 短期借入金	15,000	15,000	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	178,121	176,566	△1,554
負債計	197,139	195,584	△1,554

当中間連結会計期間（平成 29 年 9 月 30 日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	159,623	159,623	—
(2)売掛金	36,556	36,556	—
資産計	196,180	196,180	—
(1)買掛金	7,708	7,708	—
(2)未払金	22	22	—
(3)長期借入金（1年内返済予定を含む）	404,254	401,757	△2,496
負債計	411,984	409,488	△2,496

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

本社及び沖縄オフィス、荻窪オフィスの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前中間連結会計期間(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

したがって、「IT関連事業」と「再生可能エネルギー活用事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

事業区分	属するサービスの内容
IT関連事業	システム開発事業、運用支援事業、日本語資源開発事業、その他事業（パソコン教室業務等）
再生可能エネルギー活用事業	再生可能エネルギー活用事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	IT関連事業	再生可能エネルギー 活用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	118,265	—	118,265	—	118,265
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	118,265	—	118,265	—	118,265
セグメント利益	12,971	△2,366	10,604	△38,717	△28,112
セグメント資産	48,789	150,833	199,623	171,268	370,891
その他の項目					
減価償却費	46	—	46	257	304

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない当社グループでの現金及び預金並びに管理部門に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益は、営業利益ベースの数値であります。

当中間連結会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

したがって、「IT関連事業」と「再生可能エネルギー活用事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

事業区分	属するサービスの内容
IT関連事業	システム開発事業、運用支援事業、日本語資源開発事業、その他事業（パソコン教室業務等）
再生可能エネルギー活用事業	再生可能エネルギー活用事業

### 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

### 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	IT関連事業	再生可能エネルギー 活用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	144,742	38,407	183,150	—	183,150
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	144,742	38,407	183,150	—	183,150
セグメント利益	41,581	4,480	46,062	△38,630	7,432
セグメント資産	36,879	341,407	378,287	217,406	595,693
その他の項目					
減価償却費	37	—	37	380	418

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない当社グループでの現金及び預金並びに管理部門に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益は、営業利益ベースの数値であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
NECソリューションイノベータ(株)	75,052
日本電気(株)	18,871

当中間連結会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
NECソリューションイノベータ(株)	75,184
日本電気(株)	31,122
関西電力(株)	19,259
(株)E-Light	19,147

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）  
該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）  
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)
1株当たり純資産額	273円00銭	317円60銭
1株当たり中間純利益又は中間純損失(△)	△54円31銭	7円97銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益又は中間純損失(△)金額(千円)	△24,440	3,587
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は中間純損失(△)金額(千円)	△24,440	3,587
期中平均株式数(株)	450,000	450,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない場合によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載を行います。 <a href="http://www.cmind.co.jp/">http://www.cmind.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。



## 独立監査人の中間監査報告書

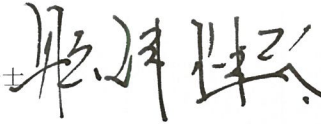
平成29年12月15日

コンピュータマインド株式会社  
取締役会 御中

リンクス有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

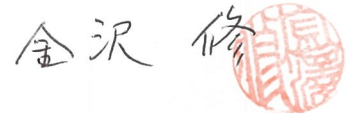
公認会計士





指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士





当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコンピュータマインド株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の

実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、コンピュータマインド株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上